

令和8年度 静岡市児童相談所一時保護所棟増築工事仕様書

1. 計画概要

- (1) 施設の名称 静岡市児童相談所一時保護所棟
- (2) 施設の場所 静岡市葵区堤町地内
- (3) 施設の用途 寄宿舍（防火対象物の用途は、消防法施行令別表1（6）項八（3））
- (4) 施設の構造 構造は問わない（地震地域係数1.2 用途係数1.0とする）
- (5) 施設規模等 増築部分：延床面積400㎡程度 2階建
- (6) 収容人数 6人1ユニットとし、合計2ユニット計画する。
(男子ユニット×1、少年ユニット×1)
- (7) 地域地区 第二種中高層住居専用地域
- (8) 敷地の範囲 静岡市児童相談所一時保護所グラウンド内
- (9) 施設の概要 児童福祉法に基づき、児童虐待や保護者の入院など、様々な理由により児童の安全の確保が必要と児童相談所が判断した場合に一時的に保護（入所して生活）を行う施設
(関連法令)
一時保護施設：児童福祉法第12条の4
静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する基準条例

(10) 事業目的

本市の一時保護児童数は現一時保護所開設当時（平成20年度）から令和5年度にかけて2.6倍に増加しており、受入定員数の不足や、一時保護児童が一堂に会することによる生活環境の悪化が課題となっている。

一方で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）が令和4年6月15日に改正され、一時保護施設の整備や運営に関して初めてとなる国の基準が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、本市は令和6年9月に一時保護施設の設備及び運営に関する基準条例を制定したが、努力義務として規定される「児童の生活単位の少人数化（ユニット化）」を既存一時保護所棟において整備できていない。

それらの状況を踏まえ、受け入れ定員の増員及びユニット化の実現を目的に、既存敷地内に一時保護所棟（以下、増築棟）を増築し、既存一時保護所（以下、既存棟）と一体的に運営を行う。

(11) 整備テーマ

一時保護児童が心身ともに健やかに落ち着いて生活でき、職員による児童の安全管理が容易な施設を整備する。

ア 温かみのある素材や色彩を用いて、一時保護児童が落ち着いて生活できる居住空間とする。

イ コスト縮減を図りながら、シンプルさと一時保護児童の見守りやすさを兼ね備えた配置計画と

する。

ウ 施設の秘匿性に配慮された建物の外観とする。

2. 整備詳細

本工事で整備する増築棟と既存棟の関係性を、下図に模式的に示す。

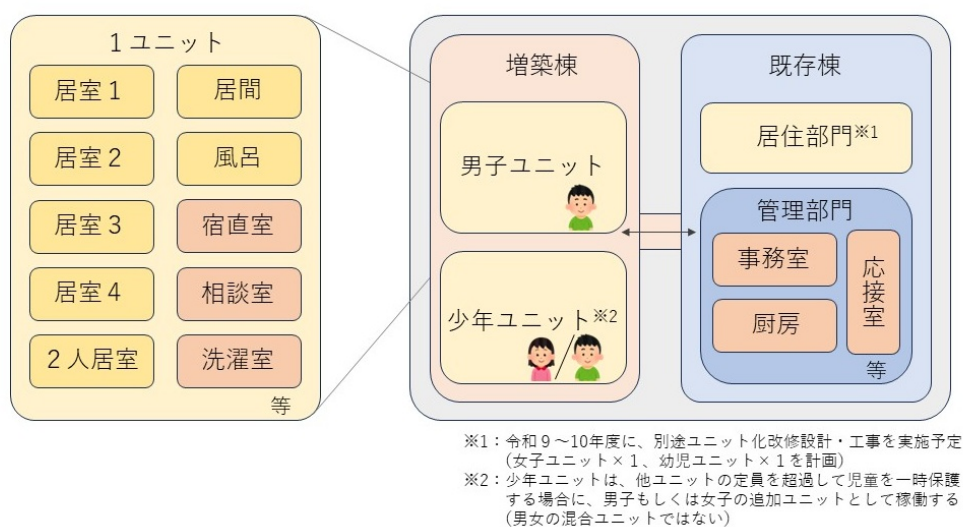


図 増築棟と既存棟の概念図

増築棟整備内容（想定面積 400㎡程度）

（必要諸室）

ユニット構成室

6人1ユニットを2ユニット整備し、1ユニットに以下の諸室を計画する。

1人用居室（4室）、2人用居室（1室）、居間、トイレ（児童用）、洗面コーナー、風呂・脱衣室・トイレ（児童用）、洗濯コーナー、リネン室、事務室兼休憩室・トイレ（事務室兼休憩室用）、相談室

ユニット構成室以外

ユニット以外に、以下の諸室を計画する。

収納庫、玄関、渡り廊下

なお、屋内及び屋外運動場は新たに計画しない。

（諸室仕様）

ユニット構成室

・1人用居室：一時保護児童が寝泊まりする部屋。

（1）有効面積8㎡/室以上とする。（収納スペースは不要）

- (2) 窓にはカーテンボックスを設置する。(カーテンの設置は別途工事)
 - (3) 窓は児童が自由に開閉できるものとし、面格子等の無断外出や奪還防止策を施す。
 - (4) 壁は一時保護児童が殴ったりし破損した際にも補修や交換がしやすいものとする。
 - (5) 床はフローリング又はクッションフロアとし、児童が床座で生活できるよう配慮する。
 - (6) シングルベッド(W2,000mm、D970mm)×1、机(W800mm、D50mm)×1、タンス(W540mm、D420mm)×1の設置スペースを確保する。
 - (7) 各居室にはトイレ・風呂は不要。
 - (8) 居室の入口には、居室の外から室内を視認できる窓がついた引き戸を設置する。
また、戸には居室側サムターン式、廊下側シリンダー錠を設置する。
 - (9) 室内に洗濯物を干せる設備を設置する。
参考：洗濯は毎日行い、洗濯物の種類・量は児童1人1日分の衣類上下・下着(肌着、パンツ、靴下)・バスタオル1枚・フェイスタオル1枚(冬季は上着を含む)
 - (10) エアコンを設置する。
 - (11) 今後、北側の敷地に建物が建設されることを想定し、北側に居室の窓を設置しないことが望ましい。設置する場合は、隣接建物から中が視認できないように配慮すること。
- ・ 2人用居室：きょうだいの一時保護児童が寝泊まりする部屋。きょうだいの保護がない期間は、1人用居室×2室として利用することを想定する。
- (1) 有効面積8㎡/室以上×2室とする。(収納スペースは不要)
 - (2) 2室の間に扉付きの間仕切り壁を設け、きょうだいで入所した際に部屋間を自由に行き来できるようにする。なお、それぞれの部屋に廊下から直接入室できるように引き戸を2か所計画する。
 - (3) 間仕切り壁の扉にはシリンダー錠を設け、1人用居室としても利用できるよう計画する。
 - (4) 窓にはカーテンボックスを設置する。(カーテンの設置は別途工事)
 - (5) 窓は児童が自由に開閉できるものとし、面格子等の無断外出や奪還防止策を施す。
 - (6) 壁は一時保護児童が殴ったりし破損した際にも補修や交換がしやすいものとする。
 - (7) 床はフローリング又はクッションフロアとし、児童が床座で生活できるよう配慮する。
 - (8) シングルベッド(W2,000mm、D970mm)×2、机(W800mm、D50mm)×2、タンス(W540mm、D420mm)×2の設置スペースを確保する。
 - (9) 各居室にはトイレ・風呂は不要。

- (10) 居室の入口には、居室の外から室内を視認できる窓がついた引き戸を設置する。
また、戸には居室側サムターン式、廊下側シリンダー錠を設置する。
- (11) 室内に洗濯物を干せる設備を、それぞれの部屋に設置する。
参考：洗濯は毎日行い、洗濯物の種類・量は児童1人1日分の衣類上下・下着（肌着、パンツ、靴下）・バスタオル1枚・フェイスタオル1枚（冬季は上着を含む）
- (12) エアコンをそれぞれの部屋に設置する。
- (13) 今後、北側の敷地に建物が建設されることを想定し、北側に居室の窓を設置しないことが望ましい。設置する場合は、隣接建物から中が視認できないように配慮すること。

・居間：1ユニットの児童が集まり、食事や余暇活動をする。

- (1) 29㎡以上とする。
- (2) 窓にはカーテンボックスを設置する。（カーテンの設置は別途工事）
- (3) 窓は児童が自由に開閉できるものとし、面格子等の無断外出や奪還防止策を施す。
- (4) 壁は一時保護児童が殴ったりし破損した際にも補修や交換がしやすいものとする。
- (5) 床はフローリング又はクッションフロアとし、児童が床座で生活できるよう配慮する。ただし、部屋の一部を畳とすることは差し支えない。
- (6) 4人掛けダイニングテーブルセット(W1600mm、D800mm)×2、テレビ台(W1100mm、D340mm)×1、レンジ台付き食器棚(W600mm、D400mm)×1、本棚(W1000mm、D500mm)×1の設置スペースを確保する。
- (7) 作業台付き流し(W1200mm、D600mm、H850mm)を設置する。なお、洗面コーナーと兼ねる計画としても良い。
- (8) こどものくつろぎの場として、家庭的な設えとする。
- (9) エアコンを設置する。

・トイレ（児童用）

- (1) 大便器（暖房便座）×1を設置する。
- (2) トイレ内に手洗い器は不要。

・洗面コーナー

- (1) 洗面器×2を設置する。
- (2) 鏡×2を設置する。
- (3) 給湯設備を設置する。

- ・風呂・脱衣室・トイレ（児童用）
 - （１）１人用の浴槽、洗い場、シャワーを備えた浴室を計画する。
 - （２）脱衣室内にトイレブース（暖房便座）×１を設ける。
 - （３）脱衣室の入口には、使用の有無を灯りで確認できる小窓が付いた引き戸を設置する。
また、戸には脱衣室側サムターン式、廊下側シリンダー錠を設置する。

- ・洗濯コーナー：児童が自分の身につけた衣類等の洗濯及び乾燥を行う。
 - （１）洗濯機×１、電気式乾燥機×１の設置スペースを確保する。
 - （２）洗濯機パン×１を設置する。

- ・リネン室：シーツ等を保管する。
 - （１）シーツ、布団カバー、枕カバー30組を収納する棚（W900×D450程度）×２を設置する。

- ・事務室兼休憩室：職員の事務作業及び休憩や夜勤職員の仮眠に使用する。
 - （１）室内にトイレ（暖房便座）（１ブース）を設けること。
 - （２）窓にはカーテンボックスを設置する。（カーテンの設置は別途工事）
 - （３）シングルベッド（W2,000mm、D970mm）×１、打ち合わせ用テーブル（W120×D90）×１、鍵付きロッカー（小）×４、書類棚（W880×D380×H1800）×１の設置スペースを確保する。
 - （４）入口には、使用の有無を灯りで確認できる小窓が付いた引き戸を設置する。
また、戸には休憩室側サムターン式、廊下側シリンダー錠を設置する。
 - （５）打合せ等に支障がないよう、防音性に配慮する。
 - （６）エアコンを設置する。

- ・相談室：児童相談所職員と児童が個別に面接する。
 - （１）10㎡/室程度とする。
 - （２）打ち合わせ用テーブル（W120×D90）×１の設置スペースを確保する。
 - （３）窓にはカーテンボックスを設置する。（カーテンの設置は別途工事）
 - （４）相談等に支障がないよう、防音性に配慮する。
 - （５）相談室の入口には、使用の有無を灯りで確認できる小窓が付いた引き戸を設置する。
また、戸には相談室側サムターン式、廊下側シリンダー錠を設置する。
 - （６）エアコンを設置する。

ユニット構成室以外

・ 収納庫

- (1) 8 m²程度の広さで、建物内に配置する。
- (2) 施錠可能な扉を設置する。

・ 玄関

- (1) 既存棟への動線（上足利用）及び、グラウンドへの動線（下足利用）に対応する。
- (2) 靴箱（30足程度）の設置スペースを確保する。
- (3) 常に施錠管理を行い、職員のみが解錠できるように鍵を設置する。
- (4) 土間に食事運搬用のワゴン（W1,000mm×D600mm）2台を一時的に置くスペースを計画する。なお、土間から各居間までは、職員が食缶を運搬する。

・ 渡り廊下：増築棟と既存棟を繋ぎ、棟間の移動に利用する

- (1) 増築棟と既存棟が計画通知申請時に別棟と判断されるよう計画する。
- (2) 既存棟の指定の位置（別添図1参照）に接続する。
- (3) 既存棟の厨房からの食事の配膳経路となるため、段差を限りなく無くし、傾斜や雨の吹き込みが少なくなるよう配慮する。なお、既存棟の1階FLは標高45.3mである。
- (4) 食事運搬用のワゴン（W1,000mm×D600mm）が通ることができる通路幅を確保する。

(配置計画)

- ・ 令和8年度中は、増築棟建設予定地南側の一部が、雨水流出抑制対策工事（別途発注）の作業ヤードとなる可能性があるため、適宜雨水流出抑制対策工事受注業者と工程等の調整を行うこと。
- ・ 敷地外からの視線等、児童のプライバシーを保護するための配置計画もしくはルーバー等を使用すること。
- ・ 男子ユニットと少年ユニットを設ける階数は指定しない。
- ・ 1階ユニットを通過することなく2階ユニットへ行き来できるよう、ユニット間の動線を分離する扉及び階段の配置を計画すること。
また、1階ユニットの入口及び階段前には職員のみが解錠できる鍵付きの扉を設置すること。
- ・ 事務室兼休憩室は、室内から、児童の居室への入退室や児童の生活動線を直接視認できる位置に配置し、ユニット内を容易に管理できるような計画とする。
- ・ トラブルを未然に防ぐため、居室内を除き、極力死角が生じないような計画とする。
- ・ 余剰空間は、収納庫として活用できるような計画とすること。

(内装計画)

- ・児童が安心して利用できるよう、内部の色彩、形状等に配慮し、温かみのあるデザインと安全性を兼ね備えた施設とする。

(環境測定)

- ・ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼンの濃度測定を行うこと。

(電気設備)

- ・既存電気室内に設置されている受変電設備より1次側電源を敷設し、新設建物に分電盤を設置し、必要な負荷に電源供給を行うこと。また、容量の増加に伴い、変圧器及びその他必要な機器の改修を行うこと。
- ・既存設備を使用しながらの改修のため、必要な仮設措置をとること。
- ・火災報知設備を既存一時保護所棟及び児童相談所棟の事務室内受信機と連動させること。
- ・消防法及び建築基準法に法適合するよう関係機関と協議、必要な措置をとること。
- ・テレビ共聴設備を設置すること。
- ・既存一時保護所棟及び児童相談所棟の連絡用放送設備を設置すること。
- ・電話設備、機械警備、市政ネットワーク、一般ネットワークは別工事で施工するため既存児童相談所棟事務室までの空配管を設置すること。
- ・計画により既設一時保護所の外壁改修が必要な場合、監視カメラが支障となるため取外しを行うこと。また、再取付け位置に関しては監督員と協議すること。
- ・新設建物屋外に屋外照明灯を設置すること。

(機械設備)

- ・上水道は西側道路の水道本管から引き込み済みの敷地内40A給水管より分岐するものとし、水道事業者と協議・調整すること。
- ・給湯設備はガス給湯器を設けるものとし、西側道路の都市ガス本管より引き込むものとし、都市ガス事業者と協議・調整すること。
- ・排水設備については、西側道路の下水道本管に接続済みの敷地内100A排水管へ分岐接続するものとし、下水道事業者と協議・調整すること。
- ・冷暖房設備及び換気設備を設けること。

(外構)

- ・施工に支障をきたす場合に、撤去を認める外構及び一時撤去復旧を認める外構は別添図1に示すとおりとする。
- ・建設予定地の現況平均GLが標高44.61mだが、44.83m程度となるように計画し、仕上げはアスファルト舗装とする。(透水性アスファルト舗装 t=50、砕石 t=150程度)なお、別添図1のT2(標高44.947m)をKBMとする。
- ・既設雨水樹と雨水流出抑制対策工事(別途発注)にて整備される樹へ雨水配管(250有孔VU

管)を新たに接続すること。計画敷地内の雨水は新たに整備する雨水配管に接続する又は浸透させるものとする。既設雨水枡と雨水流出抑制対策工事(別途発注)にて新たに整備される枡の位置及び高さは別添図1に示すとおりとする。

- ・その他、外構計画について提案することを認める。

既存棟整備内容

- ・増築棟により延焼の恐れのある範囲に含まれる建具・換気等外壁開口部を防火設備に改修する。また、建具の改修の際に必要な外壁改修も含むこととする。
- ・その他、既存棟について寄宿舍としての法適合確認を行い、一時保護所棟増築に伴い必要と考えられる工事が生じる場合は、監督員に報告し、実施の判断を仰ぐこと。

4. ランニングコストの縮減及び防災・環境配慮に関する方針

- ・ランニングコストの縮減等に配慮し、建物補修や設備の交換などメンテナンスのしやすい施設とする。
- ・採光、通風等自然エネルギーを活用するなど快適な施設とする。
- ・ZEB Ready以上とするものとし、第三者認証(BELS)を取得する。

5. 本工事の参考スケジュール

- ・令和8年9月中旬 契約
- ・令和8年9月中旬～ 設計、計画通知等手続き業務
- ・令和9年2月～ 工事着工
- ・令和9年12月中旬 完了、引き渡し

交付金の交付要件を満たすため、工事着手の後、令和9年3月末までに出来形検査に合格すること。

6. 工期短縮、安全確保、品質管理に関すること

- (1) 設計・施工一括による工期の短縮及び工期中の安全確保や騒音・振動対策、一般車両や緊急車両の動線確保に取り組む。
- (2) 品質管理に関する厳格な実施体制をつくる。

7. 技術提案の履行

受注者は、「静岡市児童相談所一時保護所棟増築工事公募型プロポーザル説明書」に基づき提案した技術提案を、責任を持って確実に履行すること(本工事に不利益となる技術提案書の提案事項と認める場合は除く)。

また、受注者の責により、契約完了時点で技術提案書の提案を達成できなかった事項について、受注者は本市に対し、違約金を支払う。

違約金は、「静岡市総合評価方式使いこなしマニュアル」10.ペナルティに準じ計算する。

受注者の審査評価点と請負価格の比率を基に、履行状況による評価点を市監督員が評価し、その

評価点に応じた違約金額を計算する。

違約金（x）計算式は以下のとおり。

審査評価点：請負価格 = 監督員評価点：A

$x = \text{請負金額} - A$

工事の追加及び工期の延長等による一切の費用は受注者の負担とする。

ただし、本市と協議の上、同等と認められる方法等で本業務を事業期間内に完了する場合は、同等と認める方法で履行することを認める場合もある。

なお、技術提案書の提案事項を達成する意志が受注者に認められないなど、技術提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。

8. その他

工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署等への必要な届出の作成及び手続き等は遅滞なく行うこと（申請手数料の支払い業務は除く）。事業者において児童相談所一時保護所棟増築工事着手までに静岡市みどり条例に基づく「緑化計画書」及び建築基準法に基づく「計画通知」の手続きを行い、確認済証の交付を受けること。また工事完了後は建築基準法に基づく「完了検査」を行い、検査済証の交付を受けること。